

【表1】

	例外給付が認められる場合	基本調査の結果
ア 車いすおよび車いす付属品	①または②に該当する者	
	①日常的に歩行が困難な者	基本調査１－７ 歩行「できない」
	②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	ケアマネジメントにより判断
イ 特殊寝台および特殊寝台付属品	①または②に該当する者	
	①日常的に起き上がりが困難な者	基本調査１－４ 起き上がり「できない」
	②日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３寝返り「できない」
ウ 床ずれ防止用具および体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査１－３寝返り「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	①、②のどちらにも該当する者	
	①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	○基本調査３－１ 意思の伝達 「調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 または ○基本調査３－２～３－７ 記憶・理解のいずれか 「できない」 または ○基本調査３－８～４－１５ 問題行動のいずれか 「ない」以外 (その他主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。) ○基本調査２－２ 移動「全介助」以外
	②移動において全介助を必要としない者	基本調査２－１移乗 「全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具部分以外）	①～③のいずれかに該当する者	
	①日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査１－８ 立ち上がり「できない」
	②移乗が一部介助または全介助を必要とする者	基本調査２－１移乗 「一部介助」または「全介助」
	③生活環境において段差の解消が必要と認められる者	ケアマネジメントにより判断
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動吸引するもの以外)	①、②のどちらにも該当する者	
	①排便が全介助を必要とする者	基本調査２－６排便「全介助」
	②移乗が全介助を必要とする者	基本調査２－１移乗「全介助」